

【アメリカ】 2014 年水資源改革及び開発法

海外立法情報課長 岩澤 聡

* 2014 年 6 月に成立した水資源改革及び開発法は、全米各地の多様な水資源関連プロジェクトの推進を促すものである。財政上の制約のもとで、手続の効率性や透明性、非連邦財源の活用、災害対策等の観点を重視しつつ、水資源インフラ整備によりアメリカの経済発展を支えるための立法措置が講じられている。

1 経緯及び意義

2014 年 6 月 10 日、オバマ大統領の署名により「2014 年水資源改革及び開発法」(WRRDA) が成立した (P.L.113-121)。同法は、港湾や水路等のインフラ整備、洪水予防、環境回復など多様な水資源関連プロジェクトの推進に承認を与え、資金を割り当てるものである。アメリカで、歴史的にこれらの公共事業を担ってきたのは陸軍工兵部隊であり、各年代における包括的な「水資源開発法」(WRDA) による認可に基づき、水資源関連施設の設計、建設、運用、管理等を広範囲に行ってきた。しかし、2007 年の WRDA 以降、新たな措置の立法化が遅れ、この間、国家的に不可欠な水資源インフラの改良や開発等のプロジェクトは、議会の承認を得ることができなかった。今回の WRRDA の成立により、ボストン湾やサバンナ港 (ジョージア州) の浚渫等、全米の 34 の水資源プロジェクトにゴーサインが出されることとなった。

アメリカの GDP の約 3 分の 1 は国際貿易からもたらされ、そのうち 99% の取引は国内の港を経由するとされる。また、国際貿易に関わる職に従事する者は全国で 3000 万人に上り、毎年、国内の港から生み出される税収は 2000 億ドル (約 20 兆円) に達する。港湾に代表される水資源インフラの整備は、雇用を守り、商品の移動を活性化することによりアメリカの経済発展を支えるものであると言える。

2 WRRDA の概要

以下では、法案 (H.R.3080) の修正内容をめぐって設置された両院協議会により提出され、最終的に上下両院により承認された報告書 (注 1) に基づき、WRRDA の概要を紹介する。

< 事前手続の円滑化 >

- ・ プロジェクトの実行可能性調査に際して、これまで、調査期間の期限及び連邦からの支出の上限が定められていなかったが、それぞれについて、3 年の期限及び 300 万ドル (約 3 億円) の上限を設ける。
- ・ 関連省庁間の調整を強化し、陸軍工兵部隊と非連邦のプロジェクト出資者との迅速な合同調査を認めるなど、調査手続の整理統合や重複の排除を図る。

< 財政責任の確保 >

- ・ 2007年 WRDA 以前に認可されたプロジェクトのうち、未だ建設に着手していない、あるいは過去6年間に資金が投じられていない不活性プロジェクトについて、認可を取り消す手続を創設する（注2）。
- ・ 将来に未処理分の蓄積をもたらすことを避けるため、いかなるプロジェクトも、認可後7年を経過した時点で建設に着手されていないときは、認可を取り消す。
- ・ 陸軍工兵部隊の全ての資産を評価し、同部隊の任務に不要な資産を整理する。

<議会の監視、透明性、説明責任の強化>

- ・ WRRDA は、特定のプロジェクトに対する予算の割当てを予め認める条項（earmark）を含まない。
- ・ WRRDA は、水資源開発行為の審査及び優先順位付けにおいて、議会の監視を強化し、手続の透明性及び説明責任を向上させる措置を講じる。

<安全性の向上とコミュニティの防護>

- ・ 「全国ダム安全プログラム」の強化等を通じて、ダム及び堤防の安全性を高める。
- ・ 陸軍工兵部隊の能力と権限の強化により、異常気象事象への対応力を向上させる。
- ・ 水資源関連施設における耐久性のある、環境にやさしい、革新的な素材や、弾力性に富む建設技術の使用を促進する。

<非連邦利害団体及び民間セクターからの投資の活用>

- ・ 非連邦利害団体（注3）の能力を最大限活用し、従来の陸軍工兵部隊への資金の提供に加えて、自らの資金を用いた水資源開発プロジェクトの遂行も認可する。
- ・ プロジェクトの遂行・管理において、「水資源官民パートナーシッププログラム」等、民間セクターを巻き込んだ斬新な資金調達手法を創設する。

<競争力向上、水資源インフラの強化>

- ・ 現在、「港湾保全信託基金」（HMTF）の年間収入の半分ほどである支出額を徐々に増やし、2025年度以降は収入の100%を港湾の保守や浚渫に支出する。
- ・ 2015年度から2022年度まで、HMTFの年間支出の10%を、年間貨物取扱量100トン未満の新興の港湾に割り当てる。
- ・ 「内陸水路信託基金」（IWTF）の健全化を図る改革を行うとともに、監視強化のため、コストが5億ドル（約500億円）を超える内陸水運プロジェクトについては、陸軍工兵部隊に各年の財務計画の提出を義務付ける。

注（インターネット情報は2014年7月15日現在である。）

(1) U.S. House of Representative, “WRRDA Conference Report,” May 15, 2014.

<<http://transportation.house.gov/wrrda/conference.htm>>

(2) 議会予算局（CBO）の見積りでは、WRRDAの実行コストは2015～2024年度において123億ドルであり、同法の認可取消し分に基づく180億ドルの経費削減により完全に相殺される。

(3) non-federal interest. 合法的な公共団体又は非営利組織であって、契約条件を遂行するための十分な権限と能力を有し、契約の不履行に際して、必要に応じ損害賠償を行う能力を有するもの。42 U.S.C. 1962d-5b.